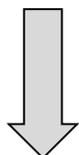


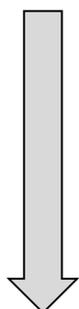
## 現状変更等の許可申請に係る事務手続きの流れ

### ① 事前相談



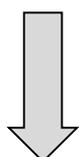
- 計画しようとする現状変更等の行為について市・町教育委員会に相談。
- ・保護地区区分図における位置、現状変更等の取扱指針との整合、着手までのスケジュールなどを確認。

### ② 事前協議



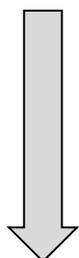
- 現状変更等の行為の内容について、市・町教育委員会と県教育委員会が協議をおこなう。
- ・必要に応じて、県教育委員会と文化庁が協議をおこなう。
- ・図面や景観シミュレーションなどにより、特別名勝松島の基本的な要素、付帯的な要素、風致景観への影響などを判断する。
- ・内容によっては計画の変更を要することがあるので、他の法令の許認可等（建築確認申請、補助金の申請など）に先だって協議することが重要である。

### ③ 許可申請



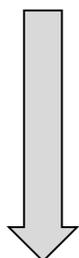
- 事前協議に基づいて、市・町教育委員会へ許可申請書を提出。
- ・市・町教育委員会は申請書を県教育委員会へ進達。
- ・県教育委員会は申請内容を審査の上、文化庁へ副申。

### ④ 許可等



- 文化庁の文化審議会文化財分科会において内容が審査され、許可の可否が決定される。
- ・許可申請書の提出後、許可の決定までの期間は約2ヶ月。
- ・許可書は、文化庁から県教育委員会、市・町教育委員会を経由し申請者へ。
- ・文化財保護法施行令により許可権限が県・市教育委員会に移譲されているものについては、県・市教育委員会が審査の上、許可書を交付。

### ⑤ 現状変更等の行為の着手



- 申請が許可されたら、現状変更等の行為に着手。
- ・許可に条件が付されている場合には、その内容・事項を確認し、市・町教育委員会の立会が必要な場合には、申請者は市・町教育委員会と日程を調整した上で着手。
- ・一度許可された案件でも、その内容を変更するとき（期間の変更も含む）は、再度、現状変更の内容変更に関する申請が必要。

### ⑥ 終了報告

- 工事等が完了したら、市・町教育委員会へ終了報告書を提出。
- ・終了報告書には、施工の前後を対比できる写真等を添付する。